

平成 23 年

第 3 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市立保育所条例の一部改正について

函館市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 6 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立保育所条例の一部を改正する条例

函館市立保育所条例（昭和 34 年函館市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り，第 4 号を第 3 号とし，第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中第 3 号を削り，第 4 号を第 3 号とし，第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

赤川保育園を民営化することに伴い廃止するため